

下水道管理課工事請負等業者選定委員会設置要綱

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道管理課が施工する建設工事の請負並びに委託（以下「建設工事等」という。）の業者の適正な選定を図るため、下水道局工事請負等業者選定委員会設置要綱第11条に基づき、下水道管理課工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

委員長 下水道管理課長

副委員長 調整幹

委員 主幹

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する建設工事等は、次のとおりとする。ただし、契約業者等が特定されるに相当の理由があると特に下水道管理課長が認める場合は、委員会での選定を要しない。

(1) 埼玉県流域下水道事業財務規程（以下「財務規程」という。）第203条第1項による別表第四に定めるもののうち次のもの。

ア 執行予定額が4百万円を超え2億円未満の建設工事の請負の契約案件

イ 執行予定額が2百万円を超え2千万円未満の建設工事に係る設計、調査、測量又は監理の委託の契約案件

ウ 執行予定額が2百万円を超え2千万円未満の施設の運転及び管理の委託の契約案件

エ 執行予定額が2百万円を超え1千万円未満のその他の委託の契約案件

(2) 下水道管理課長が特に必要と認めた案件

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 一般競争入札公告案の参加資格条件の審査

(2) 指名競争入札の業者選定の審査

(3) 随意契約に係る見積依頼業者の選定及び随意契約の理由の審査

(4) その他必要な事項

3 委員会は、第1項で定める建設工事等の執行に当たり、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による低入札価格の調査に関し、必要な事項を審査する。

(運営)

第4条 委員長は、会議を総理し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(決定)

第6条 第3条に規定する事項は、委員会の審査に基づき、下水道管理課長が決定する。

(秘密の保持等)

第7条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、入札終了後（契約の相手方の決定後）に議事録の提供を希望する者に対し、下水道管理課において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、埼玉県下水道局建設工事等及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、下水道管理課財務担当に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月30日から施行する。ただし、平成29年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。ただし、令和4年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。ただし、令和8年度の予算の執行に係るものから適用し、令和7年度の予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。